

F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する意見書

平成27年10月6日沖縄防衛局から米オクラホマ州のタルサ州空軍基地所属の第125遠征戦闘中隊からおよそ200名の要員と12機のF-16戦闘機が10月中旬から嘉手納飛行場に展開されるとの通知が入った。その後10月22日同部隊が暫定配備された。相次ぐ州軍部隊の暫定配備に強い憤りを禁じえない。

今年に入り、嘉手納基地への他州軍を含めて外来機の暫定配備は1月と6月に続き3度目となる。これまでは、常駐機F-15戦闘機が国外での訓練期間中の暫定配備であったが、今回は混在する配備となる可能性が高い。

同基地には、過去にFA-18戦闘攻撃機やAV-8Bハリアー攻撃機等外来機の飛来が繰り返し行われ、過密度の助長化にますます拍車をかけているのが現状である。これらの恒常化した基地運用は日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地の負担軽減に逆行するものであり、危険性の除去も確実に施されず、町民はいつ起こるかわからない落下事故、連日の航空機騒音、悪臭問題等の不安と恐怖による精神的苦痛、健康面に関する悪影響に日々苛まされ続け、受忍限度はもはや限界に達している。

戦後70年が経過しても、いまだ町民は基地被害を背負わされ続けている現状を日米両政府は、その改善に真剣に取り組んでいただきたい。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ外来機の飛来に断固反対し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. F-16戦闘機等の米軍外来機の嘉手納基地への飛来を禁止すること。
2. 米州空軍所属機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し航空機騒音の軽減を図ること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施しこれ以上の機能強化を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する抗議決議

平成27年10月6日沖縄防衛局から米オクラホマ州のタルサ州空軍基地所属の第125遠征戦闘中隊からおよそ200名の要員と12機のF-16戦闘機が10月中旬から嘉手納飛行場に展開されるとの通知が入った。その後10月22日同部隊が暫定配備された。相次ぐ州軍部隊の暫定配備に強い憤りを禁じえない。

今年に入り、嘉手納基地への他州軍を含めて外来機の暫定配備は1月と6月に続き3度目となる。これまでは、常駐機F-15戦闘機が国外での訓練期間中の暫定配備であったが、今回は混在する配備となる可能性が高い。

同基地には、過去にFA-18戦闘攻撃機やAV-8Bハリヤー攻撃機等外来機の飛来が繰り返し行われ、過密度の助長化にますます拍車をかけているのが現状である。これらの恒常化した基地運用は日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地の負担軽減に逆行するものであり、危険性の除去も確実に施されず、町民はいつ起こるかわからない落下事故、連日の航空機騒音、悪臭問題等の不安と恐怖による精神的苦痛、健康面に関する悪影響に日々苛まされ続け、受忍限度はもはや限界に達している。

戦後70年が経過しても、いまだ町民は基地被害を背負わされ続けている現状を日米両政府は、その改善に真剣に取り組んでいただきたい。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ外来機の飛来に断固反対し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. F-16戦闘機等の米軍外来機の嘉手納基地への飛来を禁止すること。
2. 米州空軍所属機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し航空機騒音の軽減を図ること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施しこれ以上の機能強化を中止すること。

以上、決議する。

平成27年10月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国防領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長